

## 国民健康保険で受けられる主な給付



### 療養費の給付

給付の内容	必要なもの
旅行中の急病など、やむを得ない理由で被保険者証を提示できなかったとき	保険証、印鑑、診療報酬明細書、領収書、通帳
コルセットやギブスなどの治療用装具代	審査により保険診療分の7割（年齢や所得により8割又は9割）が給付されます。
医師が必要と認めたはり、きゅう、あんま、マッサージなどの施術代	保険証、印鑑、医師の診断書か意見書、領収書、通帳
海外渡航中に国外で治療を受けたとき	保険証、印鑑、医師の同意書、領収書、通帳
	保険証、印鑑、診療内容の明細書と領収書（日本語の翻訳文を添付）、通帳

### 移送費の給付

給付の内容	必要なもの
医師の指示で、やむを得ず入院や転院などの移送に費用がかかったとき	審査により保険診療分の7割（年齢や所得により8割または9割）が給付されます。
	保険証、印鑑、医師の意見書、領収書、通帳

### その他の給付

給付の内容	必要なもの
<b>【高額療養費】</b> 同じ人が同じ月に同じ医療機関などで一定以上の自己負担を支払った場合、申請によりその超えた金額が支払われます（差額のベッド代や歯科自由診療などは除く）。	保険証、印鑑、領収書、通帳
<b>【出産育児一時金】</b> 42万円（要件により39万円） 国保の加入者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。 ※原則として市から病院へ出産育児一時金が直接支払われる仕組み（直接支払制度）になっています。	入院した医療機関などでの手続きになります。 保険証、印鑑、領収書（請求書）、通帳、直接支払制度利用状況確認書類 ※直接支払制度を利用しない場合や、出産費用が出産一時金額以内の場合はその差額分の申請が必要になります。
<b>【葬祭費】</b> 5万円 国保加入者が亡くなったとき、申請により葬儀を行った人（喪主）に葬祭費が支給されます。	保険証、印鑑、通帳 ※住所地特例の方は、死亡を証明するものが必要となります。

入院中の食事代は、1食あたり次の標準負担額を本人が負担し、残りを国保が負担します。

区分	1食あたりの負担額	
一般（下記以外の人）	260円	
非課税世帯	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
	70歳以上で世帯の所得が一定以下	100円

※福祉医療費（マル福制度）の受給者も「入院時の食事療養費の支給」の対象となります。

## 限度額適用認定証について

入院に係る医療費の窓口での支払いが、高額療養費の限度額までとなる「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口で支払う医療費の一時負担を軽減することができます。

ただし、国民健康保険税に滞納のある人には「限度額適用認定証」を交付することができませんので、窓口で医療費負担を全額支払った後に、高額療養費を請求するようにしてください。

手続きに必要なもの
保険証又は本人の確認できる証明書、印鑑

# 国民健康保険(国保)制度について

## 国民健康保険は

病気やけがに備え、加入者の皆さんが国保税を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

### 国民健康保険に加入する人

- 次のいずれにも該当しない全ての人が、国保の加入者となります。
- ▽職場の健康保険に加入している人とその扶養家族
- ▽生活保護を受けている人
- ▽後期高齢者医療制度の対象となる人



### 国民健康保険の手続き

国保は、職場の健康保険などとは違い、自動的に加入や脱退の手続きがされるものではありません。加入するときや脱退するときは、14日以内に届出をしてください。

#### ● 国保に加入するとき

事由	必要なもの
転入したとき	印鑑
職場の健康保険などをやめたとき	印鑑、健康保険の資格喪失証明書
生活保護を受けなくなったとき	印鑑
子どもが生まれたとき	印鑑

#### ● 国保をやめるとき

事由	必要なもの
転出するとき	印鑑、保険証
職場の健康保険などに加入したとき	印鑑、国保と職場の保険証
生活保護を受けることになったとき	印鑑、保険証
死亡したとき	印鑑、保険証

#### ● その他

事由	必要なもの
退職者医療制度に該当したとき	印鑑、年金証書、保険証
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印鑑、保険証
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印鑑、本人確認のできるもの（運転免許証など）
就学などのため、他の市区町村に住むとき	印鑑、保険証、在学証明書
卒業や中退などで学生の身分を失ったとき	印鑑、マル学保険証、卒業証明書など

### 医療費の患者負担割合

国民健康保険に加入すると、カード型の保険証が、1人に1枚ずつ交付されます。受診の際には医療機関で保険証を提示し、一部負担金（医療費）を支払ってください。残りの治療費については、国保が負担します。

なお、福祉医療費受給者証（マル福カード）をお持ちの方は一部負担金の支払いはありません。（※中学生の場合は、外来上限1000円の負担あり）

区分	負担割合
義務教育就学前の人	2割
義務教育就学後から69歳の人	3割
70歳から74歳の人	原則2割
（現役並み所得者）	（3割）
（特例措置対象者）	（1割）

#### お問い合わせ

- 市民課国保年金係（本庁） ☎62-1118
- 森吉総合窓口センター ☎72-3115
- 合川総合窓口センター ☎78-2112
- 阿仁総合窓口センター ☎82-2112